

(仮称) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション

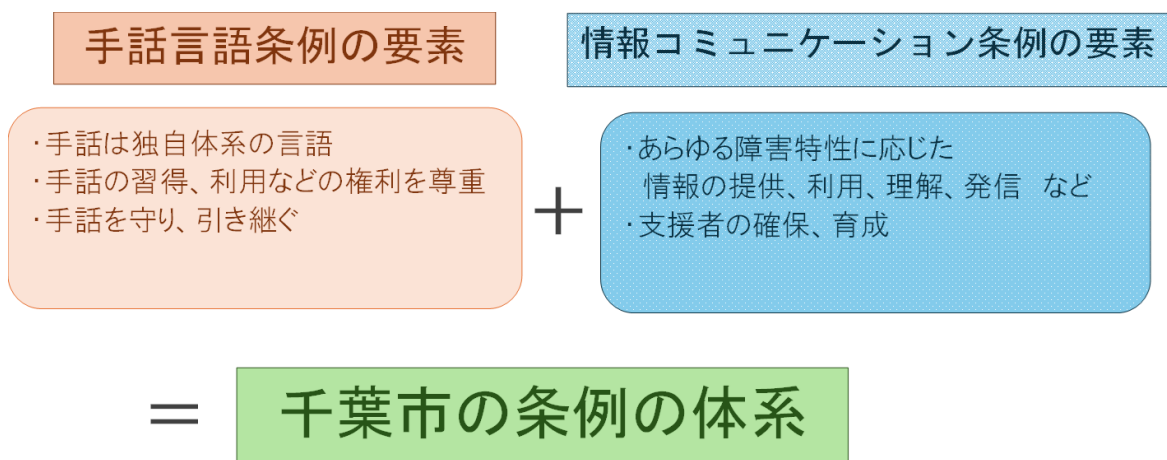
手段の利用を促進する条例素案について

共通事項

本素案は、前回の会議でお示しした条例骨子（案）の内容を基に、条例の文章の形に起こしたものとなっています。

条例の体系

手話が独自の体系の言語であること、手話の習得、利用の権利の保障など手話言語条例の要素と、あらゆる障害特性に応じた情報の提供、利用及び支援者の確保、育成など情報コミュニケーション条例の要素の二つで構成しています。



条例名

上記のとおり、二つの要素で構成されることを明記するため、「(仮称) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」としました。

前文

前回ご提示した骨子（案）の内容となっています。

条例の目的・基本理念・用語の定義（第1条～第3条）

- ・「手話が独自の体系をもつ言語である」ことを市として認識することを明記しました。
- ・ろう者について、聴覚障害者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者としました。
- ・コミュニケーション手段に、手話、要約筆記のほか、ご意見のあった筆談、盲ろう者の方が主に使用する指点字や触手話、代筆・代読などを位置付けました。
- ・視覚障害者の方に特に障壁となるスマートフォンを情報機器の一例に位置付けました。

各主体の役割（第4条～第6条）

手話の言語としての普及とともに、それを利用する権利の保障などを行うことを明記しました。

具体的な施策（第7条～第15条）

- ・手話の言語としての普及とともに、それを利用する権利の保障などを行うことを明記しました。
- ・情報の取得、理解、発信などに必要なものとして、コミュニケーション手段の充実及び情報機器の活用その他の環境整備を行っていくことを明記しました。
- ・市民が手話言語又は障害者のコミュニケーション手段を学ぶ機会の提供にあたり、障害のある当事者、コミュニケーション支援者及び、学校を含む関係機関等と協力することを明記しました。